

～大切なお知らせ～

令和6年10月分(12月振込分)から児童手当の制度が一部変更となります。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

## 1. 変更後内容

### ①支給対象年齢拡大

18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の児童(以下、高校生年齢以下児童と表記)がいる世帯が支給対象となります。

### ②所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

### ③多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人当たり支給額が月額一律3万円となります。

### ④算定児童の年齢拡充

算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)の児童となります。

<算定例>

児童年齢	算定	支給金額(円)	児童年齢	算定	支給金額(円)
21歳	第1子		23歳		
17歳	第2子	10,000	17歳	第1子	10,000
14歳	第3子	30,000	14歳	第2子	10,000

### ⑤支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月となります。

## 2. 支給額

児童の年齢	支給金額(1人当たりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

## 3. 申請期限

令和6年10月末まで

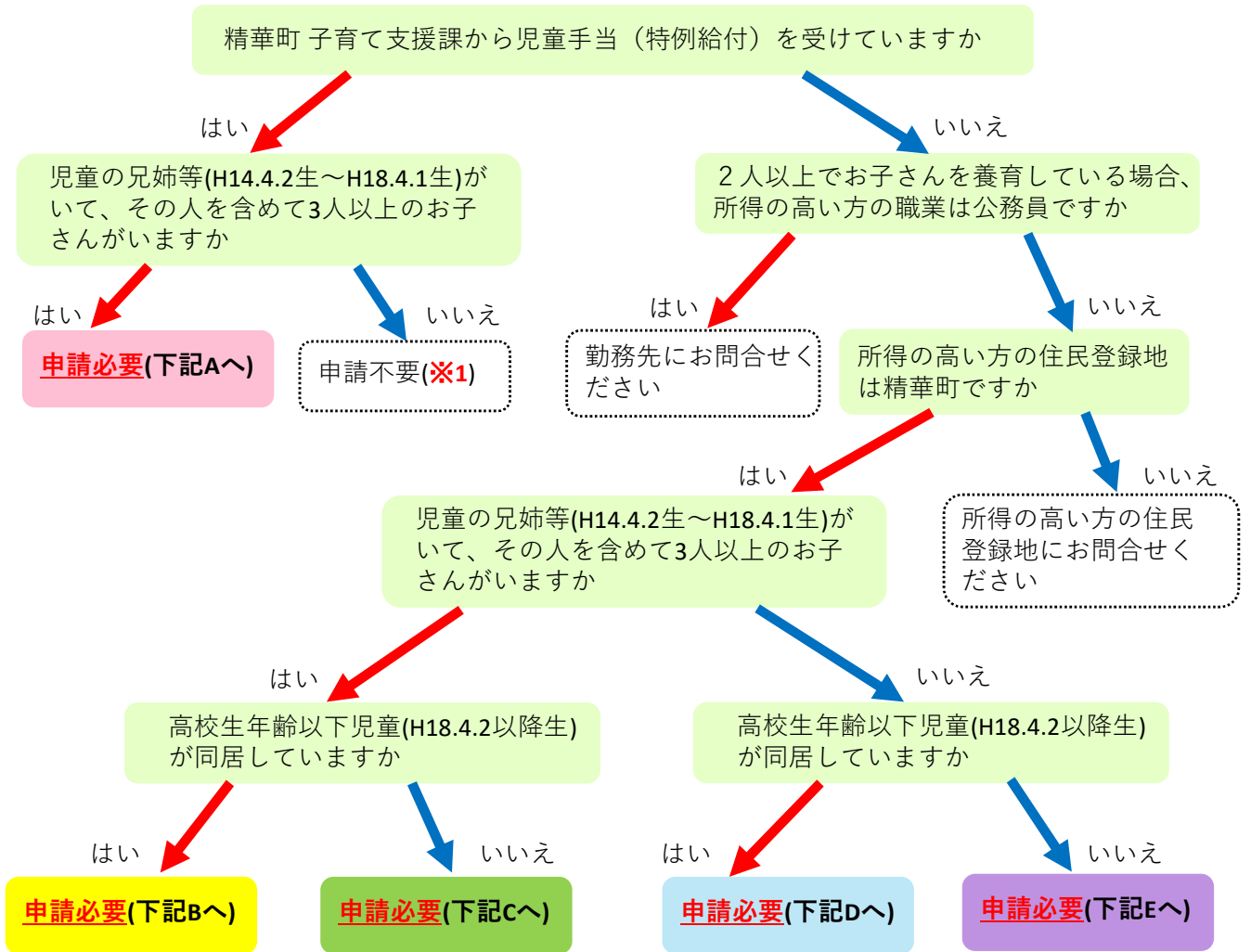
### 【ご注意ください】

なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

\*お問い合わせは下記までお電話ください。

■ 精華町役場健康福祉環境部子育て支援課(子育て支援係)  
TEL:0774-95-1917 (受付時間:平日8:30～17:15)

## 4. 児童手当 制度改正 手続き要否確認フロー



※1 申請不要に該当していて、高校生年齢がいる世帯や第三子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とし、額改定通知書を令和6年12月までに送付します。

## 5. 必要書類

A	監護相当・生計費の負担についての確認書
B	児童手当認定請求書 監護相当・生計費の負担についての確認書
C	児童手当認定請求書 別居監護申立書 監護相当・生計費の負担についての確認書
D	児童手当認定請求書
E	児童手当認定請求書 別居監護申立書

受給者の健康保険証および通帳キャッシュカードでも可)のコピーを添付してください。

上記の手続き要否確認フローをご確認いただき、申請の必要がある方につきましては必要書類をご記入の上、精華町子育て支援課へご提出（郵送可）をお願いいたします。